

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和元年7月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和元年9月20日付けで山形県知事から通知があった。

令和元年10月11日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (対象施設等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
障がい福祉課 (山形県福祉 休養ホーム 寿海荘)	<p>(個人情報の管理徹底について) 宿帳には個人情報に属するものが含まれているため、特定の者以外、容易に閲覧できないよう管理を行う必要がある。</p> <p>県は、宿帳等を含め個人情報の取扱いについて、管理を徹底するよう指定管理者を指導する必要がある。</p>	<p>指定管理者に対し、個人情報の取扱いについて管理徹底するよう指導を行った。</p> <p>指定管理者より、宿帳を保管している棚については、常時施錠するとともに、施設の責任者である支配人が鍵の管理を行うこととし、個人情報の管理方法の見直しを図ったとの報告を受けた。</p> <p>令和元年6月5日に、報告のとおり見直しが図られていることを現地で確認し、引き続き個人情報の管理を徹底するよう指導を行った。</p>
建築住宅課 (山形県県営 住宅・山形県す まい情報セン ター)	<p>(指定管理業務に係る現金管理について) 指定管理者の保有する指定管理業務に係る現金について、現地調査時に実査した結果、帳簿上の現金残高と実際有高との間に差異が生じていた。</p> <p>県は、指定管理者の現金管理について、現金の入出金(本所から各支所への送金取引も含む。)の都度現金出納帳へ記録するとともに、日々の業務終了後手許現金残高表を作成し、帳簿残高と実際有高の照合を行うよう指導すべきである。</p>	<p>指定管理者に対し、現金出納帳への記載を入出金の都度記載することに改め、日々の業務終了時も手許現金残高表を作成し、帳簿残高と実際有高の照合を行うよう指導した。</p> <p>現地調査時の現金残高と実際有高との差異については、指定管理者から、現地調査時後入出金記録を行い一致を確認したとの報告を受けた。</p> <p>また、指定管理者は、平成31年4月1日から、現金出納帳への記載を入出金の都度行うとともに、帳簿残高と実際有高の照合を営業日は毎日実施しており、令和元年5月10日に現地で現金管理の状況を確認し、引き続き現金管理を徹底するよう指導を行った。</p>